

福祉サービス第三者評価 実施要領（神奈川県）

第 1 条（事業の目的）

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価対象サービスのうち、当社が申請して認められた対象サービスの中で当社と契約が成立した施設・事業所等に対し、適正な評価を実施し、評価結果を先方にフィードバックするとともに、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構への報告書類及び当社の公開書類（事務所にて開示）として公開することを目的とする。

第 2 条（評価機関の代表者）

評価機関としての代表者は株式会社 **R-CORPORATION**の代表取締役とする。但し、代表取締役が別途代表者を指名した場合それを拒まないものとする。

第 3 条（評価調査者）

評価調査班は、2名以上の評価調査者によって構成し、評価調査者は評価調査を適切に行なう能力確保のため、福祉サービス第三者評価推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了し、推進機構に登録している者とする。ただし、推進機構評価機関認証基準第5条により、評価機関は、評価調査者自らが関係する事業所の評価調査は行わせることが出来ない。また、調査の実施は、契約ごとに編成される2名以上の評価調査者が契約時から契約完了まで一貫して行うものとする。

第 4 条（評価調査者研修の実施）

評価調査者に対し標準スケジュールに沿って定期研修を実施する。更に最低年1回は調査レベルの標準化を図るための研修を実施する。

第 5 条（評価委員会の設置）

当社評価機関は評価委員会を設置する。

1. 評価委員会の委員は3名以上とする。委員は当社関係委員及び中立な第3者とし、当社より委嘱・承認を得るものとする。
2. 評価委員会の委員の内、当社関係委員の比率は2分の1未満とする。
3. 評価委員会は年1回定期委員会を、また必要に応じて臨時委員会を開催する

ものとする。

4. 評価については調査結果の取りまとめを受けて評価委員会が評価を決定するものとする。

5. 評価委員会への諮問事項は以下の事項とする。

- ・ 評価実施報告に関する評価
- ・ 評価実施計画に関する評価
- ・ 事務局運営状況に関する評価
- ・ 個別評価に関する評価
- ・ 評価に関する当社からの諮問事項および委員からの提起問題に関する事項
- ・ その他、評価に関する重要事項

第6条 （評価項目）

評価項目は推進機構が定める評価項目を使用する。また、その内容は公開するものとする。

第7条 （評価対象）

当社が評価する対象の調査として次の事項を行なう。調査に当たって評価調査者が自ら関係する事業所の調査は行なわせないものとする。

尚、当社がコンサルタント業務等を実施している事業所の第三者評価は行わないものとする。

1. 事前説明

評価実施内容の事前説明

2. 事業者調査

- ・ 状況調査
- ・ 自己評価調査
- ・ 訪問調査

3. 利用者調査

第8条 （評価の決定）

1. 事業所調査結果は、担当した評価調査者全員の合議によるものとし、評価の決定は評価委員会で行うものとする。

2. 評価機関は、評価委員会で決定された評価結果を事業者に報告し、内容を説明すると共に事実誤認があれば必要に応じて修正する。

評価結果の公表に関する同意書により、事業者の同意を得る。評価結果の全部または一部の公表の同意が得られなかった場合は、公表を望まなかった旨を公表することにつき事業者を確認する。

第9条 （実施地域及び開始年月日）

神奈川県全域とし、主たる実施地域は横浜市・川崎市及び近隣都市となる。

開始時期は平成17年1月26日とする。

第10条 （報告）

評価結果についてはかながわ福祉サービス第三者評価推進機構及び関連自治体へ報告するものとする。

第11条 （公表）

1.「評価結果」はこれを公表するものとする。

2.公表は第三者評価推進機構のホームページ及び、自社のホームページにリンクを貼り公表するものとする。

第12条 （守秘義務）

1.従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

第13条 （苦情窓口）

評価機関は、事業者と利用者等からの評価に関する苦情に対して、苦情を受け付ける窓口及び担当者を配置して適切に対応するものとする。

第14条 （その他留意事項）

倫理規程は別途定める。また、この実施要領に記載なき事項についてはかながわ福祉サービス第三者評価推進機構や評価委員会の指摘、利用者の苦情に従い評価委員会に諮問し善処するものとする。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

令和1年12月1日一部修正。